

平成12年10月23日

郵政省 電気通信局
電気通信事業部 業務課 御中

接続ルールの見直しに関する意見書

東京都新宿区信濃町34番地
ジェイフォン東日本株式会社
代表取締役社長 林 義 郎

J-PHONE

郵政省電気通信局電気通信事業部業務課殿におかれましては、「電気通信事業法の一部を改正する法律附則第15条を踏まえた接続ルールの見直し」に関し、広く公告頂きましたことを大変感謝致します。

【移動体通信事業者の扱いなど不可欠設備の範囲等の問題】

移動体事業者における不可欠設備の範囲等については、現在も業務委託という形で固定通信事業者の設備を使用していることが多く、不可欠設備の範囲を検討するには移動体事業者のネットワーク構成の観点から、固定通信事業者に適用されている特別な接続ルールと同条件での適用は困難な点多々あるものと考えております。

しかしながら、移動体市場は、現在もなお需要が拡大しており、この市場におきまして（株）NTTドコモ殿は依然として「独占的状态」にあります。移動体市場競争力の強化といった観点から、NTT地域会社殿から引き継いだ設備を有する（株）NTTドコモ殿の通信事業の扱い（通信設備鉄塔及びビル内不感対策設備のオープン化等）について、ご検討頂きたいと考えております。

また、この環境において懸念される市場支配力の乱用について、接続ルールとは別に整理することが適当ではないかと考えております。

以 上